

みんなが共に
安心して
暮らせるまちづくり



川西町 第4次障害者計画

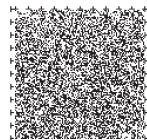
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

概 要 版

令和6年3月
川西町

視覚障害のある方にもご
利用いただけるように音声
コードが付いています。

Uni-Voiceというアプリ
で読み取ることで、音声で
内容を聞くことができます。



❁ 計画の概要

本計画は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

障害者計画

障害者基本法に基づき、本町における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

障害児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

❁ 計画の期間

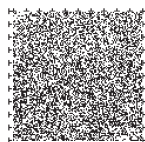
本計画の期間について、「川西町第4次障害者計画」は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間、「川西町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間とします。なお、計画期間中には、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画	第4次障害者計画					
障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

❁ 計画の策定体制

策定にあたっては、障害者計画等策定委員会において、町内の各種団体、機関及び住民参画を図りながら策定しました。

また、検討にあたっては、障害のある人及び一般住民を対象としたアンケート調査を実施し、幅広い意見の反映に努めました。



基本理念

基本目標

施策の方向性

主要施策

みんなが共に安心して暮らせるまちづくり

1. 共に支え合う
地域共生社会の実現

(1) 広報・啓発の充実

- ① 多様な広報・啓発の推進
- ② 福祉教育の充実

(2) 交流と社会参加の促進

- ① 交流機会の拡充
- ② ふれあいのまちづくりの促進
- ③ 社会参加のための情報の提供
- ④ 社会参加の促進

2. 安心して暮らせる
支援体制の強化

(1) 生活支援の推進

- ① 住宅福祉サービスの充実
- ② 居住の場づくりの推進
- ③ 障害のある人の相談支援体制の充実

(2) 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進
- ② 虐待防止の取組の推進

(3) 行政等による配慮の充実

- ① 職員の理解促進と配慮の充実
- ② 選挙における配慮

3. 働く場と機会の充実

(1) 働く場・機会の確保

- ① 雇用の促進と安定
- ② 就労に向けた取組の促進

4. 保健・医療体制の充実

(1) 保健・医療の充実

- ① 障害の原因となる疾病の予防及び早期発見・早期対応
- ② 早期療育、医療サービスの充実

5. 共に学び、育つ
環境づくり

(1) 教育・育成の推進

- ① 就学前教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 社会教育の充実

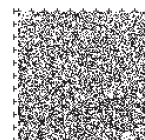
6. すべての人に
やさしいまちづくり

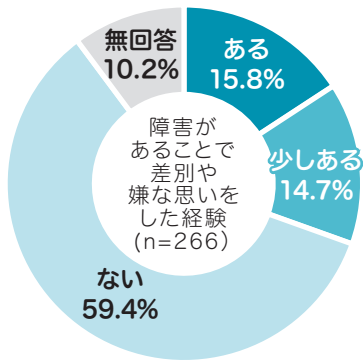
(1) 生活環境の向上

- ① 歩行空間の整備
- ② 移動・交通対策の推進
- ③ 建築物の整備
- ④ 暮らしやすい住宅の整備
- ⑤ 「住みよい福祉のまちづくり」の推進

(2) 防災・防犯体制の充実

- ① 障害のある人を犯罪から守るための支援
- ② 地域での防災体制づくりの推進



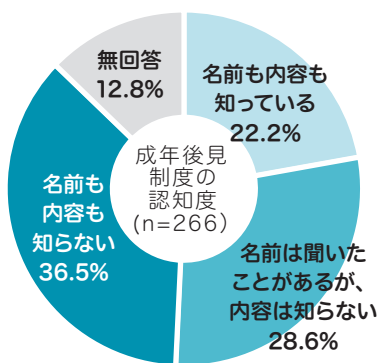


障害のある人を対象としたアンケートでは約15%の人が、障害があることで差別や嫌な思いをした経験があると答えた結果となっています。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害に関する地域の理解は必要不可欠であることから、広報・啓発による理解促進や、障害のある人の社会参加の促進に努めていくことが重要です。

基本的方向

- 障害のある人への差別や偏見をなくし、「自己選択や自己決定」による「社会参加・参画」ができる社会を目指して、障害や障害のある人に対する住民の理解と認識を高めるための広報・啓発活動を継続して推進し、心のバリアフリーの実現に努めます。
- 障害のある人とない人が共に理解し合い、障害のある人の地域での生活の向上や社会参加を促進するため、交流の機会の拡充やボランティアの充実、情報の入手、コミュニケーション手段の確保などの支援に努めます。
- 文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション等への参加やまちづくり活動への参画等、障害のある人の積極的な社会参加に向けた情報提供等の支援に努めます。



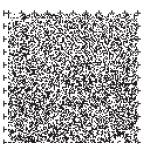
障害のある人を対象としたアンケートでは、成年後見制度について6割の人が『内容を知らない』と回答しています。

障害のある人が安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実、権利擁護の推進に努めていくことが重要です。また、障害のある人に合理的配慮を提供できるよう、職員向けの研修やコミュニケーションツールの活用を図ることで、行政サービスを向上させていくことが必要です。

基本的方向

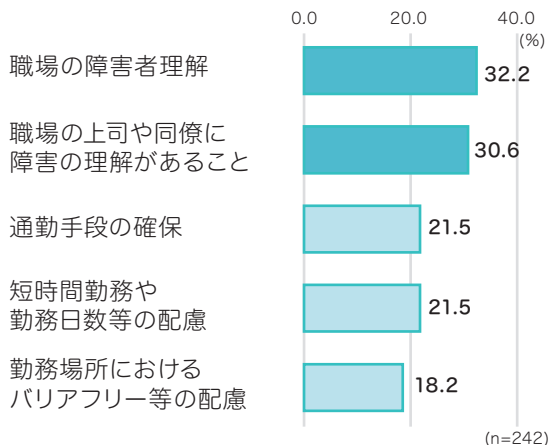
- 障害のある人が日常生活において必要なサービスが利用できるよう、引き続き各種福祉サービスの充実を図るとともに、保健・医療との連携のもと、障害の状況に応じた多様で質の高い効果的なサービスを提供するよう努めます。
- 障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、障害のある人への虐待の防止に向けた啓発、虐待の早期発見・対応のための相談窓口の充実、関係機関との連携強化に取り組みます。

- 障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続きや選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮の徹底、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進します。





障害者の就労支援として必要なこと（上位5位）



障害のある人を対象としたアンケートでは、障害者の就労支援として必要なこととして、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が3割を超えて高くなっています。

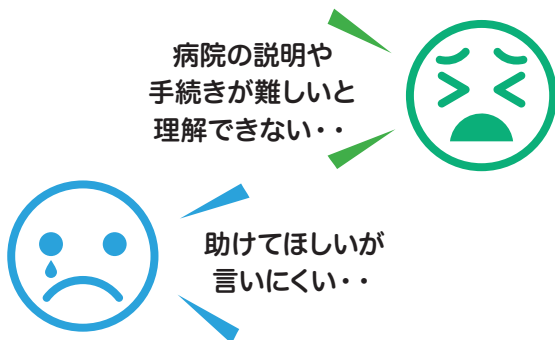
障害のある人の就労支援、就労定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する啓発を充実させ、障害のある人が働きやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

基本的方向

- 障害のある人一人ひとりの適性と、その能力に応じた雇用・就労を促進するため、住民に対する啓発活動を推進するとともに、就労支援を行う様々な関係機関と連携した職業相談対応、雇用の拡大、福祉的就労への支援の充実に努めます。



障害のある人の困りごと（一部抜粋）



福祉活動をされている団体・事業所を対象としたアンケートでは、障害のある人の困りごととして、「病院の説明や手続きが難しいと分からない」、「助けてほしいが言いにくい」といった意見があげられています。

各種健診の機会等を通じた障害や疾病等の早期発見・早期対応に取り組むとともに、障害の特性に応じたきめ細やかな支援を行える保健・医療提供体制を充実していくことが必要です。

基本的方向

- 障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・早期対応の推進を図るとともに、精神障害のある人及びその家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を推進します。

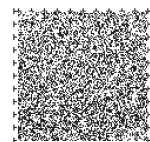
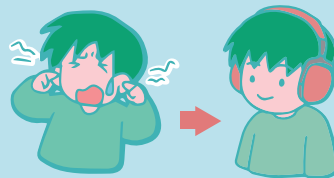
知っていますか？「合理的配慮」

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

【例】

聴覚過敏がある場合には、イヤーマフを使用できるようにする。





本町では、各学級への特別支援教育支援員の配置等、障害のある子どもとない子どもが生活を共にする統合教育の推進に向け取組を進めています。また、障害者スポーツ、軽スポーツ等、障害のある人が教育やスポーツ、文化等に親しむ機会づくりに努めています。

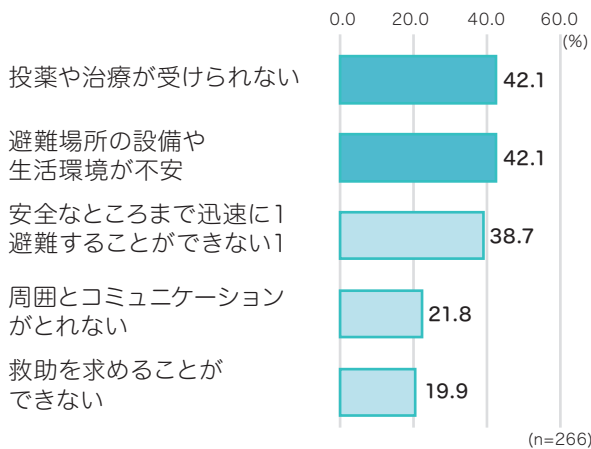
引き続き、障害のある子どもが様々な子どもとふれあいながら成長するための取組を推進するとともに、障害のある人が自らの可能性を追求できる環境を整備していくことが必要です。

基本的方向

- 障害のある人の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害のある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように環境整備を進めるとともに、障害のある人が一生を通じて自らの可能性を追求できるよう、社会教育、生涯学習の充実を図ります。



災害時に困ること（上位5位）

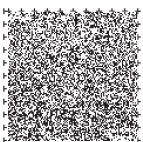


障害のある人を対象としたアンケートでは、災害時に困ることとして、投薬や治療が受けられない、避難所の設備や生活環境が不安といった意見が4割を超えています。

障害のある人が安全に安心して暮らせるよう、移動環境、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障害特性に配慮した情報伝達・相談支援体制の整備、関係機関等との連携を推進することが必要です。

基本的方向

- 障害のある人が安全に安心して暮らしていくために、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を一層推進します。
- 障害のある人が地域で安全に安心して生活できるよう、防災・防犯知識の普及や地域防犯・防災ネットワークの拡充に努めるとともに、災害時・緊急時の情報提供体制や避難支援体制を充実します。



成果目標（令和8年度）

(1)施設入所者の地域生活への移行

目標達成に向け、相談支援事業所、関係機関等と連携を図り、当事者のニーズに応じて地域移行への支援を行っていきます。

- ・地域生活移行者数：1人（移行率：16.7%）
- ・施設入所者数：8人（削減率：16.7%）

(2)地域生活支援の充実

地域生活支援拠点については、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの整備の3つの機能が未整備の状態となっているため、圏域での整備も視野に入れ、地域生活支援拠点の整備を図るよう努めます。

- ・地域生活支援拠点の整備：1か所
- ・年1回以上運用状況を検証・検討
- ・コーディネーターの配置人数：1人
- ・強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等についての取組の実施

(3)福祉施設から一般就労への移行等

目標達成に向け、関係機関と連携しながら個々の就労能力に応じた支援を図ります。

なお、就労移行支援事業を実施する事業所、就労定着支援事業を実施する事業所の整備については、関係機関と連携しながら圏域等での設置を目指します。

- ・就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数：1人以上
- ・就労移行支援事業利用者のうち一般就労への移行者数：1人以上
- ・就労継続支援A型から一般就労への移行者数：1人以上
- ・就労継続支援B型から一般就労への移行者数：1人以上
- ・就労移行率5割以上の事業所：1か所以上
- ・就労定着支援事業利用者数：1人以上
- ・就労定着率7割以上の事業所：1か所

(4)障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置については、圏域での設置を目指します。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築については、保育所等訪問支援を利用できる体制を既に整えており、今後更なる活用促進に努めます。

- ・児童発達支援センターの設置：1か所
- ・地域社会への参加・包容を推進する体制の構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所：1か所
- ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所：1か所
- ・医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場：1か所
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置：1人

(5)相談支援体制の充実・強化等

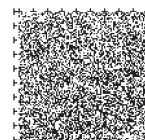
基幹相談支援センターについては、町独自での設置が困難であることから、広域(圏域)での共同設置に向けて広域(圏域)市町村で協働しながら整備を目指します。

- ・基幹相談支援センターの設置：1か所
- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数：4回
- ・協議会の専門部会の設置数：2部会
- ・協議会の専門部会の実施回数：6回

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、令和8（2026）年度末までに、各種研修の活用促進、計画的な人材養成の推進等の取組を実施する体制の構築に向けて検討を進めます。

- ・障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築



✿ 計画の推進

● 地域での支援体制の推進

本計画の推進にあたっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、障害という個性が生かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

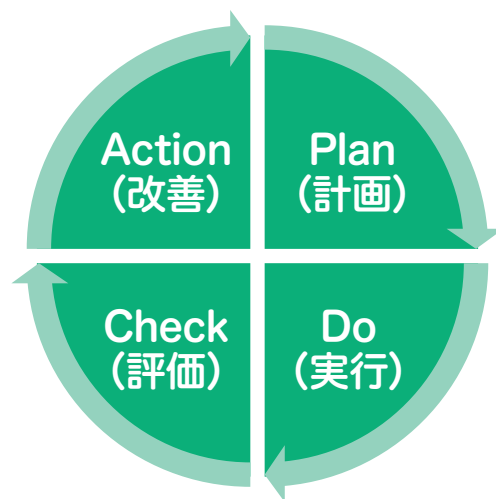
● 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

✿ 計画の評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、PDCA サイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については策定委員会等にて行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。

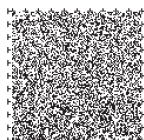


川西町



第4次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

令和6年3月



発行・編集：川西町福祉こども課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1

TEL 0745-44-2631 FAX 0745-44-4780